給与 * * * * * *

◎給与の算出方式

1 例月給与の場合

給料の月額+給料の特別調整額(管理職手当)+扶養手当+地域手当+住居手当+その他の手当

- (*1) 給料の月額……給料月額+給料の調整額+教職調整額
- (*2) 地 域 手 当………(給料の月額+給料の特別調整額(管理職手当)+扶養手当)×支給割合 手当の支給割合については地域手当の項を参照のこと。 円未満の端数は切り捨てる。
- 期末・勤勉手当の場合
 - (1) 期末手当

(*1)

(給料の月額+扶養手当+地域手当+職務段階別加算額+管理職加算額) ×支給率×支給割合

(2) 勤勉手当

(給料の月額+地域手当+職務段階別加算額+管理職加算額) ×期間率×成績率

(*1) 地域手当……(給料の月額+扶養手当)×支給割合

(*2) 地域手当…… 給料の月額×支給割合

(*3) 職務段階別加算額… {給料の月額×(1+地域手当支給割合)} の20%~3%

給料表	加算割合	20%	15%	10%	6 %	3 %
行	(-)	5級	4級	3級(*a)	3級	2級
行	()	_	_	_	4級、3級	2級
公	安	8級 7級、6級		5級	3級、2級(*b)	
医	(-)	3級	2級	_	1級(*c)	_
医(二)及	なび医(三)	_	4級	3級(*a)	3級	2級
教	育	_	6級	5級	4級	3級
指	定	全員	_	_	_	_

- (*b) 巡査部長又は消防士長の階級である者でⅠ類の者は7年、Ⅱ (*a) 統括課長代理に認定された者等 類の者は10年、Ⅲ類の者は12年以上 (*c) 医大卒5年以上
 - (*4) 管理職加算額…………給料月額の25%~15%(局長級25%・部長級20%・課長級15%)

学校職員……経営企画課長で管理職手当の区分が区分九とされている者15%

- (*5) 支給率 (支給月数) ……期末・勤勉手当の項参照のこと。
- (*6) 支給割合・期間率……在職期間又は勤務期間に応じて定められている。
- (*7) 成績率 (支給月数) ……期末・勤勉手当の項参照のこと。

超過勤務手当、休日給、夜勤手当算出の基礎となる勤務1時間当たりの給料等の額の場合 3

(給料月額+給料の調整額+規則で定める手当) ×12月

1 週間の正規の勤務時間 (38時間45分) ×52週-7時間45分×規則で定める日数 (*2)

(*1) 規則で定める手当………①初任給調整手当 ②給料の月額に対する地域手当 (知事部局の例) ③在宅勤務等手当 ④特殊勤務手当のうち別に定めるもの ⑤特地勤務手当及び準ずる手当 ⑥農林漁業普及指導手当 (*2) 規則で定める日数………祝日、年末年始の日を基準とする日数(年度ごとに定め、令和7年度は19日)

◎ 給料の調整額等

給料の調整額

1 一般職員

区	分	主な職務	主 な 勤 務 場 所	月 額
_			児童相談センター	17,800円
_	_	福祉	中部総合精神保健福祉センター	22,200円
Д	9	看 護 師	萩山実務学校、誠明学園	30,900円
六			府中療育センター	39,200円
t	í	一般技能	食肉衛生検査所、動物愛護相談センター	39,400円
八	(1)	食肉処理	監察医務院、食肉市場	39,400円
	(2)	設 備 管 理	廃棄物埋立管理事務所	35,500円
	(1)			1,600円
л .	(2)	試 験 研 究	健康安全研究センター、	1,700円
76	(3)	調査研究	島しょ農林水産総合センター	2, 100円
	(5)			3,500円

⁽注) 区分一~六については、昼夜を通して業務を行う者に支給される。

2 教育職員等

			 額 (級	別)
	区 分	1 級	2 級	3 級
		11,800円	14,400円	15,100円
		ただし、	ただし、	4 級
		1号給 10,527円	1 号給 12,408円	1.5.500
		2 号給 10,598円	2 号給 12,518円	15,500円
		3 号給 10,670円	3 号給 12,628円	5 級
		4 号給 10,741円	4 号給 12,738円	
		5 号給 10,818円	5 号給 12,848円	16,200円
	特別支援	6 号給 10,906円	6 号給 12,963円	6 級
	学校に勤	7 号給 11,000円	7 号給 13,073円	O 192
	務する教	8 号給 11,099円	8 号給 13,183円	17,700円
1	育職員、	9 号給 11,198円	9 号給 13,293円	
	実習助手	10号給 11,302円	10号給 13,387円	
	及び寄宿	11号給 11,412円	11号給 13,480円	
	舎指導員	12号給 11,528円	12号給 13,574円	
		13号給 11,638円	13号給 13,662円	
		14号給 11,742円	14号給 13,755円	
			15号給 13,849円	
			16号給 13,942円	
			17号給 14,041円	
			18号給 14,140円	
			19号給 14,239円	
			20号給 14,338円	

	区 分	定	額(級り	到)
		1 級	2 級	3 級
		8,300円	10,800円	11,300円
			ただし、	4 級
	特別支援 学級の授		1 号給 10,152円 2 号給 10,242円	11,600円
2	業を担任		3 号給 10,332円	5 級
	する教育 職員		4 号給 10,422円 5 号給 10,512円	11,900円
			6 号給 10,606円 7 号給 10,696円	6 級
			8 号給 10,786円	13,000円

教職調整額

原則として給料月額の4%

- (注)1 義務教育諸学校等の教育職員のうち、教育職給料表における1級~4級の適用を受ける者に支給する。
 - 2 長期派遣研修受講者等については別に定める支給率が適用される。

◎諸手当

給料の特別調整額・管理職手当

	総務部長等	本庁部長	担当部長	出先部長	
行(一)	129,600円	128,600円	126,900円	115,000円	
特別調整額	総務課長等	本庁課長	担当課長	出先課長	専門課長・ 経営企画課長
	106, 500円	92,600円	89,600円	80,000円	67,800円

医(一)	副院長等	部 長	医長等
特別調整額	140,800円	135, 100円	96, 900円

教育	教育 統括校長		副校長
管理職手当額	115,000円	104, 500円	80,700円

- (注)1 上記は主な職の例
 - 2 医(二)(三)は、行(一)と同額
 - 3 公安については別に定める。

扶養手当(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分	手 当 額	加算額	備 考
子	11,500円	子一人につき 4,000円	
扶養親族たる父母等	6,000円	_	行(一)四級相当職員 3,000円
配偶者 又は パートナーシップ関係の相手方	3,000円	_	行(一)四級相当職員 不支給
扶養親族認定年収額		1, 300, 00	00円未満

- (注) 1 行(一) 四級相当職員とは、行(一) 4級及び他の給料表におけるこれに相当するものとして規則で定める職員をいう。
 - 2 加算額は、満15歳に達する日後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子一人につき4,000円支給される。

住居手当

	区	分	手 当 額
1	ち、満34歳に達するE までの間にある者でE	住する者を除く。) のう 日以後の最初の3月31日 日ら居住するため住宅を 0円以上の家賃を支払っ	15, 000円
2	公舎等に居住する者を に達する日以後の最も ある者で配偶者が居住	ある世帯主等(配偶者が に除く。)のうち、満34歳 刃の3月31日までの間に きするための住宅を借り 以上の家賃を支払ってい	7, 500円

(注) 区分1及び2に該当する者は、各手当額を合計した額とする。

地域手当(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

支 給 地 域	支給割合
都内区市町村(島しょ地域を除く。)	20/100
島しょ地域	4/100
都外地域	12/100

通勤手当

=		•	_													
⊵	<u> </u>		分				手 当 額									
交	₹通	人機	送関等利用者	等利用者 運賃等相当額(支給限度額150,000円)												
						自転	車等の片	道の使	用距離の)区分						
	交通用具使用者			5km未満	5km~	10km∼	15km∼	20km∼	25km~	30km∼	35km∼	40km∼	45km~	50km∼	55km~	60km∼
		1	2及び3以外	_{2,600}	3,000	5,000	7,000	9,000	11,000	11,000	13,000	13,000	14,000	14,000	15,000	15,000
		2	通勤不便庁	3,900	5,300	8,100	10,900	13,700	16,400	17,700	20,100	22,500	24,300	26,100	27,900	29,700
		3	身体障害者	4,500	6,200	9,600	13,000	16,400	19,800	23,200	26,600	30,000	31,800	33,600	35,400	37,200
亲	斤朝	全 彩	泉等利用者						特別決	料金等机	当額					

- (注)1 原則として4月、10月に6箇月分を支給する(支給限度額は全て1箇月当たりの額とする。)。
 - 2 交通機関等・交通用具併用者は、運賃等相当額に交通用具使用者に係る手当額を合計した額(支給限度額 150,000円)とする。
 - 3 新幹線等利用者 (特定の要件に該当するものに限る。) は、運賃等相当額 (交通用具併用者は (注) 2 の額) に特別料金等相当額を合計した額 (支給限度額150,000円) とする。

単身赴任手当

	基	甚 礎	額		30,000円						
基礎	1	職員、配偶者 の一方の住居 のみが島しょ	島しょ 等 の 区 分	大 島 利 島	新	御蔵島八丈島	青ヶ島	小笠原父 島	小笠原母島	外国	
額に		等にある場合	金額	12,000円	16,000円	20,000円	26,000円	40,000円	46,000円	60,000円	
加算	2	職員、配偶者 両者の住居が	-	① 島しょ間の経路が東京港経由となる場合は、上記の両島の加算額を合算した額 (70,000円を限度とする。)							
される今		異なる島しょ にある場合	ア 三宅		の組合せに イ 三宅島 カ 小笠原タ	・青ヶ島 ウ		「ケ島 エ	八丈島・御蔵	泛島	
$\begin{bmatrix} 1 & 1 & 3 & 1 & 2 & 0 & 0 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1$								3 0 0 k m	以上		
		の場合	金 額	6,	000円		10,000円		14, 000)円	

宿日直手当

区 分	手 当 額
管 理 宿 直 〔学校職員を含む。〕	6,100 円
業務宿直	6,700 円
医師宿直	30,000 円

(注) 警視庁職員については別の定めにより支給される。

初任給調整手当

1 医師・歯科医師

主な勤務場所 大学卒業後年数	島 しょ保健所	都外施設	監察医務院	保健所等	研究所等
20年目まで	315, 200円	275, 700円	207,500円	179,800円	125, 200円
21 年 目	306, 400	267, 200	199, 000	172, 000	118, 500
22 年 目	297, 300	258, 900	190, 600	164, 200	111, 800
23 年 目	288, 300	250, 600	182, 200	156, 500	105, 200
24 年 目	279, 100	242, 300	174, 000	148, 800	98, 500
25 年 目	270,000	234, 000	165, 800	140, 800	91,800
26 年 目	260, 900	225, 600	158, 100	133, 700	85, 700
27 年 目	251, 800	217, 300	150, 500	126, 400	79, 500
28 年 目	242, 700	209,000	142, 800	119, 400	73, 300
29 年 目	233, 500	200, 500	135, 100	112, 300	67, 400
30 年 目	224, 400	191, 900	127, 500	105, 200	61, 400
31 年 目	216, 800	184, 600	120,600	98, 700	56,000
32 年 目	209, 300	177, 300	113, 700	92, 300	50, 500
33 年 目	201,800	170, 200	106, 800	85, 900	45, 100
34 年 目	194, 100	163, 100	101,600	80, 900	41, 200
35 年 目	186, 400	155, 800	96, 400	76, 200	37, 400
36 年 目	178, 900	148, 700	91, 200	71, 500	33,600
37 年 目	171, 400	141,700	85, 900	66, 900	29, 900
38 年 目	163, 900	134, 700	80, 500	62, 300	26, 100
39 年 目	156, 400	127, 900	75, 300	57, 900	22, 300
40 年 目	148, 900	121, 200	69, 800	53, 400	18, 500

- (注)1 「20年目まで」とは、大学を卒業した年の4月1日から19年を経過した翌年の3月31日までとする。
 - 2 「21年目」とは、「20年目まで」の満了する日の翌日から翌年の3月31日までとする。 「22年目」以下についても同様とする。
 - 3 保健所等において保健衛生行政に従事する職、病院又は診療所において医療業務に従事する職については、 別に定める。

2 助産師・看護師・准看護師

養成所等卒業後年数	1年目まで	2年目	3年目	4年目	5年目
月 額	5,800円	5,400円	3,900円	2,400円	900円

(注) 「養成所等卒業後年数」については、上記医師・歯科医師と同様とする。

期末・勤勉手当

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(一般職員)

(課長級)

(部長級)

支約	合月	期末手当	勤勉手当	計
6	月	1. 25か月	1. 175か月	2. 425か月
12	月	1. 25か月	1. 175か月	2. 425か月
言	+	2.50か月	2. 35か月	4. 85か月

支約	合月	期末手当	勤勉手当	計
6	月	1. 05か月	1. 375か月	2. 425か月
12	月	1.05か月	1. 375か月	2. 425か月
加口	+	2. 10か月	2. 75か月	4.85か月

支約	合月	期末手当	勤勉手当	計		
6	月	0.95か月	1. 475か月	2. 425か月		
12	月	0.95か月	1. 475か月	2. 425か月		
言	+	1. 90か月	2. 95か月	4.85か月		

(指定職)

支約	合月	期末手当	勤勉手当	計	
6	月	0.65か月	1. 175か月	1.825か月	
12	月	0.65か月	1. 175か月	1. 825か月	
言	+	1. 30か月	2. 35か月	3.65か月	

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

一般職員	下言	記以外	の暗	貴	0.97525か月以上1.6500か月以下の範囲で定められる。
川文州联員	課	長代	建	級	0.9635か月以上1.7500か月以下の範囲で定められる。
課	長	級			0.0000か月以上2.4500か月以下の範囲で定められる。
沿台	長	級			0.0000か月以上2.2000か月以下の範囲で定められる。
指	定	職			1.0340か月以上1.4099か月以下の範囲で定められる。

定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む)

(一般職員)

(管理職)

(指定職)

支約	月	期末手当	勤勉手当	計	₹	に給月	期末手当	勤勉手当	計	支給月	期末手当	勤勉手当	計
6	月	0. 70カン月	0. 575か月	1. 275か月	6	月	0.60か月	0. 675か月	1. 275か月	6 月	0.35か月	0.625か月	0.975か月
12	月	0.70か月	0. 575か月	1. 275か月	1	2 月	0.60か月	0. 675か月	1. 275か月	12 月	0.35か月	0.625か月	0. 975か月
ŧ	t	1. 40か月	1. 15か月	2. 55か月		計	1. 20か月	1.35か月	2. 55か月	計	0.70か月	1. 25か月	1. 95か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

一般職員	下記以外の職員	0.5175か月以上0.6500か月以下の範囲で定められる。
州又州联兵	課 長 代 理 級	0.51175か月以上0.7000か月以下の範囲で定められる。
管理	里 職	0.60075か月以上0.8500か月以下の範囲で定められる。
指	官職	0.5500か月以上0.7499か月以下の範囲で定められる。

退職手当

退職手当基本額(退職時給料月額×支給率)+退職手当調整額(*)

勤続	年数	(抄)	1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
支	給	率	0.9か月	4.5か月	9.0か月	15.0か月	23.0か月	30.5か月	38.0か月	43.0か月	43.0か月

- (*) 退職手当調整額は、職責等に応じ第1号〜第6号区分(指定職は、指定7号〜指定1号区分)を設定し、退職前240月(20年)について、在職1月ごとに定められた点数(70〜10)を付与し、1点につき1,100円を乗じて得た額とする。自己都合等による退職である普通退職(任用期間に定めがある場合の退職を含む。)には、退職手当調整額を支給しない。
- (注) 「給料の調整額」及び「教職調整額」を受給していた期間がある者については、給料の調整額等に受給年数分の 支給率を乗じて得た額を退職手当基本額に加算する。

義務教育等教員特別手当

	職務の級						
職員の 区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給 1	1,850円	2,270円	3,290円	3,560円	4,680円	5,640円
	2	1, 870	2, 310	3, 330	3,600	4, 720	5, 680
	3	1, 890	2, 340	3, 370	3, 650	4, 770	5, 730
	4	1, 920	2, 380	3, 410	3, 690	4,810	5, 760
	5	1,940	2, 410	3, 450	3,730	4,860	5,810
	6	1,960	2, 440	3, 490	3, 780	4,900	5,860
	7	1, 990	2, 470	3,530	3,820	4,950	5,900
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	4,990	5, 940
	9	2,040	2, 530	3,610	3,910	5,030	5, 980
	10	2,060	2, 570	3,650	3,950	5,070	6,020
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	5, 120	6,060
	12	2, 120	2,640	3, 740	4,040	5, 160	6, 110
	13	2, 140	2,670	3, 780	4,090	5, 200	6, 150
	14	2, 180	2, 720	3,820	4, 130	5, 250	6, 190
	15	2, 210	2, 750	3, 860	4, 180	5, 290	6, 230
	16	2, 230	2, 790	3, 910	4, 220	5, 340	6, 270
定	17	2, 270	2,820	3, 950	4, 270	5, 380	6, 320
年	18	2, 310	2,860	3, 990	4, 310	5, 420	6, 360
前	19 20	2, 340	2, 900	4,030	4, 370	5, 470	6, 410
再		2, 380	2, 940	4, 080	4, 410	5, 510	6, 450
任	21	2, 410	2, 980	4, 130	4, 460	5, 550	6, 480
用用	22	2, 430	3, 010	4, 170	4,500	5,600	6, 530
短短	23 24	2, 460 2, 480	3, 060 3, 100	4, 220 4, 260	4, 550 4, 630	5, 640 5, 670	6, 570 6, 610
時							
間	25	2, 500	3, 130	4,310	4,670	5, 720	6,650
	26 27	2, 520 2, 550	3, 170 3, 210	4, 350 4, 400	4, 710 4, 760	5, 760 5, 800	6, 690 6, 730
勤務	28	2, 570	3, 250	4, 440	4,800	5,840	6, 770
職	29	2, 590	3, 290	4, 490	4,840	5, 880	6,820
員	30	2, 610	3, 320	4, 530	4,890	5, 930	6,860
以以	31	2, 630	3, 360	4, 570	4, 930	5, 970	6, 900
外	32	2,650	3, 400	4,630	4,970	6,010	6,940
の	33	2,680	3, 440	4,670	5,030	6,050	6, 990
職	34	2,700	3, 480	4,710	5,070	6,090	7,030
員	35	2,730	3, 520	4,760	5, 120	6, 140	7,070
具	36	2, 750	3, 560	4,800	5, 160	6, 180	7, 110
	37	2,770	3,600	4,840	5, 210	6, 220	7, 150
	38	2,800	3,640	4,890	5, 260	6, 260	7, 190
	39	2, 820	3, 680	4, 930	5, 310	6, 350	7, 230
	40	2,840	3, 720	4,970	5, 350	6, 430	7, 270
	41	2, 880	3, 760	5,030	5, 400	6, 480	7, 310
	42	2, 910	3, 800	5,070	5, 450	6, 520	7, 350
	43	2, 930	3, 840	5, 120 5, 160	5, 500 5, 540	6, 560	7, 390
	44	2, 960	3, 880	5, 160	5, 540	6,600	7, 430
	45	2, 990	3, 930	5, 200	5, 580	6,640	7, 480
	46	3, 020	3, 970	5, 250	5,640	6, 680	7,510
	47 48	3, 040 3, 070	4, 010 4, 050	5, 290 5, 340	5, 680 5, 730	6, 750 6, 770	7, 550 7, 580
	49	3, 100	4, 090	5, 380 5, 420	5,770	6,820	7,620
	50 51	3, 130 3, 160	4, 130 4, 160	5, 420 5, 470	5, 820 5, 860	6, 840 6, 870	7, 670 7, 700
	51 52	3, 160 3, 180	4, 160 4, 200	5, 470 5, 510	5,800	6, 870	7, 700
	02	0, 100	1, 200	0,010	0,000	0,000	1,110

11世界の	職務の級						
職員の区分	号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	53	3,210円	4,250円	5,560円	5,950円	6,950円	7,780円
	54 55	3, 240 3, 270	4, 290 4, 330	5, 600 5, 640	5, 990 6, 040	6, 990 7, 020	7, 820 7, 850
	56	3, 270	4, 370	5, 680	6,080	7,020	7, 890
	57	3, 320	4, 410	5, 730	6, 130	7, 140	7,920
	58	3, 350	4, 450	5, 760	6, 170	7, 180	7, 950
	59 60	3, 370 3, 400	4, 490 4, 530	5, 800 5, 840	6, 220 6, 260	7, 210 7, 240	7, 990 8, 020
	61	3, 430	4, 570	5, 890	6, 310	7, 270	8, 050
	62	3, 460	4, 610	5, 920	6, 350	7, 300	8,070
	63	3, 480	4,650	5,970	6, 390	7, 330	8, 100
	64	3, 500	4, 690	6,010	6, 430	7, 360	8, 130
	65 66	3, 540 3, 560	4, 720 4, 760	6, 040 6, 070	6, 480 6, 520	7, 380 7, 400	8, 150
	67	3, 500	4, 700	6, 120	6, 560	7, 400	8, 180 8, 200
	68	3,610	4, 840	6, 150	6,600	7, 450	8, 220
定	69	3, 640	4,880	6, 180	6, 640	7, 460	8, 240
年	70 71	3, 670 3, 690	4, 910 4, 950	6, 210 6, 240	6, 680 6, 750	7, 480 7, 490	8, 260 8, 280
前	72	3, 720	4, 990	6, 280	6, 770	7, 490	8, 310
再	73	3, 740	5, 030	6, 320	6,820	7, 520	8, 330
任	74	3, 770	5,060	6, 350	6,840	7, 540	8, 350
用短	75 76	3, 800 3, 820	5, 100 5, 140	6, 370 6, 410	6, 870 6, 900	7, 560 7, 570	8, 370 8, 390
時	77	3, 840	5, 180	6, 430	6, 920	7, 580	8, 410
間	78	3, 860	5, 220	6, 460	6, 950	7, 600	8, 430
勤	79	3, 890	5, 270	6,500	6,970	7,620	8, 450
務	80	3, 910	5, 280	6, 530	6, 990	7,630	8, 470
職	81	3, 930 3, 970	5, 310	6, 560	7,010	7,650	8, 490
員	82 83	3, 970	5, 340 5, 370	6, 580 6, 600	7, 020 7, 040	7, 660 7, 680	8, 510 8, 530
以 外	84	4,010	5, 390	6,630	7,050	7, 690	8,550
0	85	4,030	5, 420	6,650	7,080	7,710	8,570
職	86 87	4, 050	5, 450 5, 480	6,680	7, 100	7,720	
員	88	4, 080 4, 100	5, 500	6, 700 6, 730	7, 120 7, 140	7, 730 7, 750	
	89	4, 130	5, 520	6, 750	7, 150	7,760	
	90	4, 150	5, 550	6, 760	7, 160	7,770	
	91 92	4, 170 4, 200	5, 570 5, 600	6, 770 6, 770	7, 170 7, 180	7, 790 7, 810	
	93	4, 200 4, 220	5, 620	6, 780	7, 180	7, 810	
	93 94	4, 220 4, 240	5, 620 5, 640	6, 780	7, 180 7, 190	7,820	
	95	4, 260	5, 650	6,810	7, 200	7,850	
	96	4, 290	5, 670	6,820	7, 210	7,860	
	97	4, 310	5, 690 5, 710	6,820	7, 220	7,880	
	98 99	4, 330 4, 350	5, 710 5, 730	6, 830 6, 840	7, 220 7, 230	7, 900 7, 910	
	100	4, 370	5, 750	6, 840	7, 240	7, 920	
	101	4, 390	5, 760	6, 850	7, 240	7, 950	
	102 103	4, 420 4, 440	5, 780 5, 800	6, 860 6, 860	7, 250 7, 260		
	103	4, 440 4, 460	5, 800	6,800	7, 260		

職員の	職務の級						
区分	号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105 106 107 108	4, 480円 4, 500 4, 520 4, 540	5,830円 5,840 5,860 5,880	6,880円 6,880 6,890 6,900	7, 280円 7, 280 7, 290 7, 300		
	109 110 111 112	4, 560 4, 570 4, 590 4, 610	5, 890 5, 910 5, 920 5, 940	6, 910 6, 920 6, 920 6, 930	7, 310 7, 310 7, 320 7, 330		
	113 114 115 116	4, 630 4, 650 4, 660 4, 670	5, 950 5, 970 5, 980 5, 990	6, 940 6, 950 6, 960 6, 970	7, 340 7, 350 7, 350 7, 360		
	117 118 119 120	4, 690 4, 700 4, 710 4, 730	6, 010 6, 020 6, 030 6, 040	6, 970 6, 980 6, 990 6, 990	7, 370 7, 370 7, 380 7, 390		
	121 122 123 124	4, 740 4, 760 4, 770 4, 780	6, 050 6, 060 6, 070 6, 090	7, 000 7, 010 7, 010 7, 020	7, 390 7, 400 7, 410 7, 420		
	125 126 127 128	4, 800 4, 810 4, 820 4, 830	6, 100 6, 120 6, 130 6, 140	7, 030 7, 040 7, 050 7, 050	7, 430 7, 430 7, 440 7, 450		
	129 130 131 132	4, 840 4, 860 4, 860 4, 870	6, 150 6, 160 6, 170 6, 190	7, 060 7, 070 7, 080 7, 090	7, 450 7, 460 7, 480 7, 480		
	133 134 135 136	4, 880 4, 900 4, 910 4, 920	6, 200 6, 210 6, 220 6, 230	7, 090 7, 100 7, 110 7, 110	7, 490		
	137 138 139 140	4, 930 4, 940 4, 950 4, 960	6, 240 6, 260 6, 270 6, 280	7, 120 7, 130 7, 140 7, 140			
	141 142 143 144	4, 970 4, 980 4, 990 5, 010	6, 300 6, 310 6, 320 6, 330	7, 150 7, 160 7, 170 7, 180			
	145 146 147 148	5, 020 5, 030 5, 040 5, 050	6, 350 6, 360 6, 370 6, 380	7, 180 7, 190 7, 200 7, 210			
	149 150 151 152	5, 060 5, 070 5, 080 5, 090	6, 390 6, 410 6, 420 6, 430	7, 220			
	153 154 155 156	5, 100 5, 110 5, 120 5, 140	6, 440 6, 460 6, 470 6, 480				

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176	5, 150 円 5, 160 5, 170 5, 180 5, 190 5, 200 5, 210 5, 220 5, 230 5, 240 5, 260 5, 270 5, 280	6, 490 円 6, 500 6, 520 6, 530 6, 540 6, 560 6, 570 6, 580 6, 690 6, 610 6, 630 6, 640 6, 650 6, 670 6, 680 6, 720 6, 730 6, 750				
定再短勤職		円 3, 250	円 4, 080	円 4, 480	円 4, 700	円 5, 140	円 6, 360

- (注)1 定年前再任用短時間勤務職員には暫定再任用職員(フルタイム勤務)及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。
 - 2 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の額は、定年前再任用短時間勤務職員の区分に定める額にその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。(1円未満の端数は切捨て)

◎ 60歳超職員の給与

- 地方公務員法等の改正により、令和5年4月1日から定年が2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度から65歳になる。(令和7年度の定年は、原則62歳)
- 定年の引上げに伴い、60歳超職員の給与水準は、当分の間、60歳前職員の7割水準になる。

1 給料月額

原則61歳になる年度の4月1日以降に適用される給料表の級・号給に応じた額の7割の額(7割措置) (100円未満四捨五入)

2 諸手当等

(1) 給料月額に連動し、7割水準となる手当等

7割措置の給料月額等を基礎に算出

- ① 地域手当
- ② 特地勤務手当
- ③ 特地勤務手当に準ずる手当
- ④ 超過勤務手当
- ⑤ 休日給
- ⑥ 夜勤手当
- ⑦ 期末手当
- ⑧ 勤勉手当
- 9 へき地手当
- ⑩ へき地手当に準ずる手当
- ⑪ 産業教育手当
- ⑫ 定時制通信教育手当
- ③ 教職調整額

(2) 7割水準とする手当等

60歳前職員に適用される手当等の額の7割

- ① 給料の調整額
- ② 給料の特別調整額 (管理職手当)
- ③ 初任給調整手当
- ④ 管理職員特別勤務手当
- ⑤ 義務教育等教員特別手当

(3)60歳前職員と同額の手当(7割水準としない手当)

- ① 扶養手当
- ② 通勤手当
- ③ 単身赴任手当
- ④ 在宅勤務等手当
- ⑤ 特殊勤務手当
- ⑥ 宿日直手当
- ⑦ 農林漁業普及指導手当